

貸出事業要綱

I 名称及び目的

- 1 この事業の名称は、松浦市社会福祉協議会備品貸出事業（以下、事業という。）とし、松浦市内の自治会が行う交流活動等に対し、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会（以下、社協という。）が所有している備品を貸出する目的のために事業を行う。

II 内 容

- 1 貸出備品：別紙「社協備品貸出リスト」による。
- 2 貸出期間：7日間
- 3 貸出費用：無料

III 借り受けの申込み

- 1 備品借り受けの申込みを行う者は、別紙借受申込書に必要事項を記入し、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会会長（以下、会長という。）へ申込みを行うものとする。

IV 貸し出しの決定

- 1 申込みがあった時は、提出された借受申込書を審査し、貸出の可否を決定するものとする。
- 2 貸し出しの可否が決定された場合は、借受申込者に対し決定・不決定を文書等により通知する。
- 3 貸し出しの可否が決定されたものについては、決定した翌月の業務検討会議で報告する。

V 貸し出し

- 1 貸出決定の通知を受け、備品の借り受けを受けようとする者は、速やかに貸し出しを受けるものとする。
- 2 備品の借り受けは、原則として借受人が社協へ出向き、自筆による署名・捺印のある申込書（借用書）を提出するものとする。ただし、事由により代理人が貸し出し備品を受け取る場合には、代筆による署名・捺印を徴し、同時に代理人の署名・捺印も徴するものとする。

VI 返 却

- 1 借り受け備品を返却するときは、借受人本人又は代理人が社協へ返却するものとする。
- 2 返却する備品は、借受時の状態で返却するものとする。
- 3 借り受けた備品が、借受申込者の過失により故障、破損した場合は、使用できる状態に修理する等の処置を行い、速やかに返却しなければならない。